

生命共済〔疾病入院給付つき〕制度掛金表

(災害割増特約付福祉団体定期保険+新医療保険+独自給付)

月額掛金 (概算)

(単位:円)

年 齢 (保険年齢)	Ⅰ 型		Ⅱ 型		Ⅲ 型		Ⅳ 型	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
15歳～19歳	1,051	1,003	1,721	1,673	2,391	2,343	3,061	3,013
20歳～24歳	1,165	1,114	1,835	1,784	2,505	2,454	3,175	3,124
25歳～29歳	1,222	1,174	1,892	1,844	2,562	2,514	3,232	3,184
30歳～34歳	1,285	1,237	1,955	1,907	2,625	2,577	3,295	3,247
35歳～39歳	1,342	1,294	2,012	1,964	2,682	2,634	3,352	3,304
40歳～44歳	1,387	1,339	2,057	2,009	2,727	2,679	3,397	3,349
45歳～49歳	1,432	1,381	2,102	2,051	2,772	2,721	3,442	3,391
50歳～54歳	1,555	1,507	2,225	2,177	2,895	2,847	3,565	3,517
55歳～59歳	1,753	1,702	2,423	2,372	3,093	3,042	3,763	3,712
60歳～64歳	2,218	2,167	2,888	2,837	3,558	3,507	4,228	4,177
65歳～69歳	2,947	2,887	3,617	3,557	4,287	4,227	4,957	4,897
70歳～	3,877	3,805	4,547	4,475	5,217	5,145	5,887	5,815

※太枠内は継続加入者の適用されている掛金です。太枠内の年齢の方は新規での加入はできません。

上記月額掛金は、福祉団体定期保険部分と新医療保険部分加入者（10,000人以上50,000人未満料率）および独自給付の掛金が含まれています。
この掛金のうち団体定期保険部分については、現時点の契約内容（加入人員、加入保険金額、加入者の年齢）にもとづいて算出されたものです。加入締切後、改めて正掛金（保険料）計算を行います。掛金（保険料）に変更があった場合は精算させていただきます。
この制度から脱退されても解約払戻金等はありません。

※保険年齢40歳とは39歳6ヵ月超40歳6ヵ月までをいいます。

※掛金は毎年の加入応当日（新制度での加入した日）の年齢により、決定します。

※太枠内の掛金は、現在の継続加入者に適用されている料率です。

■掛金負担者

会員（事業主）負担となります。

■掛金の内訳

コ ー ス	Ⅰ 型	Ⅱ 型	Ⅲ 型	Ⅳ 型
①団体定期保険	648 円	1,296 円	1,944 円	2,592 円
②独自給付	82 円	104 円	126 円	148 円
③合計(①+②)	730 円	1,400 円	2,070 円	2,740 円

■税法上の特典

●法人が役員、従業員を加入者としての掛金を負担した場合は、全額損金に算入できます。

（法基通9-3-5）（所基通36-31の2）

●個人事業主が従業員を加入者としての掛金を負担した場合は、必要経費に算入できます。

（実基通9-3）（所基通36-31の2）

（平成15年3月における税制にもとづきます）

※なお、経理処理については各所管の税務官に相談してください。

※記号について